償却資産には、 償却資産の例

次のようなものがあります。

税務課固定資産税係

提出が必要です。 産)を所有している個人や法 人のかたは償却資産申告書の 内に事業用資産(償却資

償却資産とは

どの固定資産を償却資産とい 機械、工具、器具、 に用いている構築物、 かたなどが、その事業のため やアパートを貸し付けている 経営しているかたや、 固定資産税が課税されます。 い、土地や家屋と同じように 会社や個人で工場や商店を 備品な 駐車場 船舶、

償却資産の申告

事項を1月31日までに償却資 録および価格の決定に必要な 取得価格、 る償却資産について、その所 税法第 383 条の規定によ 償却資産の所有者は、 種類、数量、 毎年1月1日現在におけ 償却資産課税台帳の登 耐用年数、見積価 取得時期、

第1種(構築物)

門、煙突、

路面、 広告 アンテナ、 庭園など

など

橋、塔、

鉄塔、舗装

舗装道路、

ることとされています。 産の所在地の市町村へ申告す

の際の参考にしてください。 告の手引きと合わせて送付す る予定ですので、申告書作成 は、12月中ごろに償却資産申 知資産申告書について

注意事項

のぼって固定資産税(償却資 申告漏れがあった場合、さか もあります。 産) を納付していただくこと 過去に取得した償却資産で

第2種(機械および装置)

電気機械、土木機械、発変電設備、

がない場合は、過料を科せら ることもあります。 れるほか、延滞金を徴収され また、正当な理由なく申告

運搬設備など

第3種(船舶)

-般船舶、漁船、モータ-貸しボートなど



椅子、ロッカー、パソコン、 複写機、陳列棚、医療器具、自 動販売機、魚類(展示用、観賞用)



特殊自動車(フォークリフト、 ンボなど)、貨車など



第 5 種 (車両および運搬機)



第6種(工具・器具および備品)

など



【税額計算例】

250万円 (課税標準額) (税率) Ш

税されます。 3万5000円 × 1.4/100 している場合は、 ただし、土地・ (税額) 合算して課 家屋を所有

①耐用年数1年未満の資産 象とはなりません。 次の場合は課税の対

②取得価格が10万円未満の資 一時に損金算入された

産で、

を行う資産 産で、一括して3年間で償却 ③取得価格が20万円未満の資

の課税客体となるもの ④自動車税および軽自動車税 ただし、②・③の場合であっ

を乗じたものが税額となりま 税率 1 .4 / 100 (1 .4%) どから課税標準額を算出し、 価格、取得年月、耐用年数な 申告された償却資産の取得

となります。

行っているものは課税の対象 年数により通常の減価償却を ても、個別の資産ごとの耐用

は必要です。 り課税はされませんが、 未満の場合は免税点未満とな 課税標準額が150万円